

事 務 連 絡  
平成30年8月14日

公益社団法人  
日本不動産鑑定士協会連合会 殿

国土交通省土地・建設産業局  
地価調査課 鑑定評価指導室

国土交通省における住民基本台帳ネットワークシステムの利用の終了について

標記について、従来より不動産鑑定士及び不動産鑑定業者（個人または専任の不動産鑑定士）等の申請・届出に際して、国土交通省では住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、登録申請者の住所等が確認できる場合は、「住民票の抄本」の添付を省略していましたが、本年9月14日に国土交通省における住民基本台帳ネットワークシステムの利用が終了するため、当省における当該確認行為ができなくなりますので、それ以降は不動産鑑定士及び大臣登録の不動産鑑定業者（個人または専任の不動産鑑定士）の申請・届出に係る手続きには「住民票の抄本」の添付が必要となりますことを、貴連合会及び貴各会員の皆様にご周知等くださいますよう、よろしくお願い致します。

**【お問い合わせ先】**

国土交通省土地・建設産業局 地価調査課 鑑定評価指導室 吉川  
電話 03-5253-8378（直通）03-5253-8111（内線 30653）  
メールアドレス yoshikawa-f258@mlit.go.jp

**【国土交通省ホームページのリンク先】**

[http://www.mlit.go.jp/appli/kanbo01\\_hy\\_000068.html](http://www.mlit.go.jp/appli/kanbo01_hy_000068.html)

(別 紙)

1. 不動産鑑定士及び大臣登録の不動産鑑定業者（個人または専任の不動産鑑定士）の申請・届出に「住民票の抄本」の添付が必要な手続き

<ul style="list-style-type: none"><li>・不動産鑑定士の登録</li><li>・不動産鑑定士補の登録</li><li>・不動産鑑定士または不動産鑑定士補の変更の登録</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・不動産鑑定業者の登録</li><li>・不動産鑑定業者の更新の登録</li><li>・不動産鑑定業者の登録換え</li></ul>

※ただし、住民票と住所地が異なる場合は、「住民票の抄本」に代わる書面

不動産鑑定士及び不動産鑑定業者（個人または専任の不動産鑑定士）の申請・届出の「住民票の抄本」の提出に関する省令

○不動産の鑑定評価に関する法律施行規則

第三章 不動産鑑定士の登録

第二十二条 不動産鑑定士の登録を受けようとする者（以下この章において「登録申請者」という。）は、別記様式第五の登録申請書に次に掲げる書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、登録申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、戸籍抄本又は住民票の抄本若しくはこれに代わる書面を提出させることができる。

第四章 不動産鑑定業者の登録

第二十九条 法第二十三条第二項第五号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。（省略）

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する「本人確認情報」をいう。）のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。